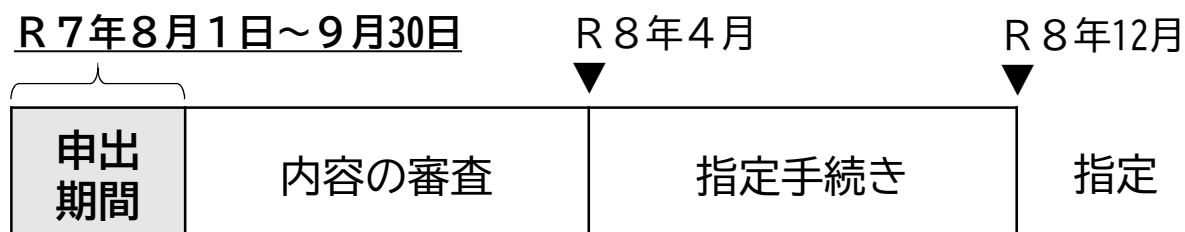


新たに指定する生産緑地地区 の申出を受け付けます

1 申出期間

- ・申出期間は令和7年8月1日から9月30日です。

<スケジュール>



2 申出に必要な主な書類

- ・生産緑地地区指定申出書
 - ・申出する農地等の管理状況が確認できる写真
 - ・土地登記簿謄本（全部事項証明書）
 - ・印鑑証明 ※農地等利害関係人全員分
 - ・公図の写し
- ※最新の原本

3 指定要件

- ・市街化区域内の農地等であること。
- ・農地等として適正に管理されていること。
- ・指定する土地に関する権利を有する者（利害関係人）
全員の同意がとれていること。
- ・面積は、「単独で300㎡以上」または「個々の100㎡以上の
農地で構成される一団で合計300㎡以上」であること。
- ・幅員概ね2 m以上の道路に2 m以上接していること。

詳しくはQRコードから
都市計画課ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】

岡崎市 都市政策部 都市計画課 企画調査係
電話 0564-23-6260 FAX 0564-23-6514